

青少年活動確認票（上中条青少年センター）

◎ 裏面の「青少年活動の認定基準」を読んで、ご理解いただけましたか？	☐ はい	☐ いいえ
------------------------------------	-----------------------------	------------------------------

◆ 団体・グループ名等について

質問項目	回答欄	
1 団体（グループ名）、代表者名をお答えください。 名称： 代表者名：		
2 営利を目的とする法人格を有する企業（企業の名称を掲げて行う活動等を含みます。）が主催又は企画して実施する活動ではありませんか？	☐ はい	☐ いいえ

◆ 今回の活動内容・利用について(2 で「はい」の方のみお答えください。)

質問項目		回答欄	
3 青少年(18歳未満)を対象とし、健全な育成を図ることを目的とした活動ですか？		☐ はい	☐ いいえ
4 今回の活動目的・内容 			
5 今回施設を利用される人数は何人ですか？ 		18歳未満 人	(うち乳幼児又は障がい児) 人
		18歳以上 人	
		18歳以上の方が多い場合はその理由 	
6 次の注意事項を読んでご理解いただいた上で、青少年活動として無料での施設利用を申請される場合は、回答を記入した日と下の署名欄に代表者の方の署名をしてください。			
【注意事項】 この確認票に虚偽の回答があった場合には、次のとおり取り扱います。 (1) 今回の青少年活動としての認定を取り消し、使用料を請求します。 (2) 貴団体にかかる過去の利用についても再度調査し、虚偽の回答が判明した場合には、その時の青少年活動としての認定も取り消し、使用料を請求します。 (3) 今後、貴団体の活動は青少年活動として認定しません。			
年 月 日		署名	

青少年活動の認定基準

社会教育振興課

上中条青少年センターは、青少年の健全な育成を図る活動への支援を目的として、次の両基準ともに該当する活動を「青少年活動」として、使用料を無料とするものです。

1 青少年が主体となる活動及び青少年を対象に実施する事業であること。

- 青少年とは18歳未満の方及び18歳に達した日から、その日以後における最初の3月31日までの間にある方をいいます。
- 青少年が主体となる、学習・文化・レクリエーション活動及び青少年を対象として企画・実施される行事等で、青少年センターを利用する場合に適用します。（営利を目的とする株式会社等の法人格を有する企業が企画若しくは実施し、又は企業の名称を掲げて行う教室等の事業を除きます。）

2 青少年が2人以上の団体で、その人数が半数以上であること。

- 1で定める活動等を行う団体で、青少年が2人以上かつ活動人数の半数以上いる場合に適用します。
- 乳幼児又は障がい児が含まれている団体が、健康及び福祉の増進を目的として行う活動等においては、乳幼児又は障がい児の人数が活動人数の半数に満たない場合でも提要する場合があります。

※ この基準を満たすには、「青少年の健全育成」を目的とした活動を行うことが要件となっており、活動の内容を確認する必要がある場合は、会則・運営状況を示す収支報告書等の書類の提出を提出していただくことがあります。

【青少年活動と認定する例】

- ・ こども合唱団など子どもの文化団体の練習や発表会など
- ・ こども会活動などの社会教育活動
- ・ 保育園・幼稚園の園外活動
- ・ 中学生、高校生のクラブ活動
- ・ 高校生のバンド活動
- ・ 子ども映画会、少年少女囲碁・将棋大会など子どもを対象に実施されるイベント及び当該イベントに伴う会場準備（イベント本体と区分・時間を連続して使用する場合のみ）
- ・ 子どもの参加が必須の読み聞かせの会、夏休み親子工作教室など

【青少年活動に該当しない例】

- ・ 「青少年活動」について企画等を行う会議（ただし、子どもが行う会議に付き添い程度で大人を含む場合は青少年活動として認定する）
- ・ 株式会社等の企業が運営する教室や塾、イベントなど（フランチャイズ等を含む）
- ・ 広く市民全般を対象として実施されるもの
- ・ 子育て支援活動のうち、子どもを対象としないもの
- ・ 保護者を対象にした講演会や勉強会など（児童・生徒を伴っての参加でも利用目的・活動内容が子どもを主体とするものでなければ該当しません。